

令和3年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 田辺市

申告は、令和3年2月1日（月）までをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る軽減の申告期限も同日となっております。

◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ☆ 資産の増減がない場合や資産をお持ちでない場合、又は廃業・休業・事業所の廃止等の場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。※P15を参照
- ☆ 申告書を郵送で提出する際、『償却資産申告書』及び『種類別明細書』の控えの返送が必要な場合は、必ず返信用の封筒を同封してください。※P13を参照
- ☆ 申告書などの書類が必要な方は、問い合わせいただくか、または、ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。※P16を参照
- ☆ 申告している資産の明細一覧表の送付について希望がある場合は、申告書の備考欄にその旨記載してください。※P15を参照

◆◆◆ お 知 ら せ ◆◆◆

- ☆ 先端設備等導入計画の認定後に計画に基づいて取得した資産の範囲が拡大されました。新たに取得した事業の用に供する家屋及び構築物も対象となります。※P12を参照
- ☆ 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が一定割合減少した場合には、固定資産税等の軽減措置を受けることができます。詳細は、ホームページをご覧ください。

固定資産税 軽減 田辺市

検索

【もくじ】

- I 償却資産の概要・・・・・・・・・・P 2
- II 償却資産の評価と課税について・・・・・・P 7
- III 償却資産の申告について・・・・・・P 9
- IV 申告書の書き方・・・・・・・・・・P 15
- 問い合わせ先・・・・・・・・・・P 20

（この手引きは令和2年9月末現在において作成しております。）

I 償却資産の概要

1. 償却資産とは

【償却資産の定義】

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、
税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産
のことをいいます。

2. 種類ごとの主な償却資産

償却資産を資産の種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の 種 類	主 な 償 却 資 産 の 内 容	
(1) 構築物	土地に定着した 土木設備・工作物	舗装路面、カーポート、フェンス、庭園等の外構工事、 看板や広告塔等の広告設備、物置等の簡易建物 等
	建物附属設備	受変電設備・自家発電設備、予備電源設備、特定の生産 または業務用の設備 等 テナントの方が施工した内装・造作・建築設備 等 (※詳細は、P 4 を参照。)
(2) 機械 及び装置	機械設備	各種製造設備、ブルドーザー・パワーショベルなどの 土木建設機械 (※詳細は、P 5～6 を参照。)、 太陽光発電設備 (屋根材一体型を除く。) 等
(3) 船舶	漁船、遊漁船、貨物船、客船、ボート、ヨット 等	
(4) 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
(5) 車両 及び 運搬具	運搬車両 大型特殊自動車	フォークリフト、農耕トラクター 等 (自動車税・軽自動車税の対象になる資産は除きます。) ※詳細は、P 5～6 を参照。
(6) 工具・ 器具及 び備品	工具 器具・備品	測定工具、検査工具、ルームエアコン、パソコン、 計算機、タイムレコーダー、事務机、事務椅子、冷蔵庫、 冷凍庫、陳列ケース、自動販売機、医療機器、娯楽器具、 レジスター、その他業務用の器具備品 等

3. 業種ごとの主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種ごとに例示しますと、次のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、パソコン、レジスター、ルームエアコン、コピー機、外灯、LAN設備、看板、舗装路面、塀、門、庭園、外構工事、受変電設備、太陽光発電設備 等
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄機 等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、パーマ器、エステ機器、テレビ 等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
自動車整備業 ガソリン販売業	オートリフト、オイルチェンジャー、ボール盤、コンプレッサー、ジャッキ、洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、独立キャノピー 等
医療業	各種医療機器（調剤機器、ベッド、手術台、手術機器、X線装置、レントゲン機器、心電計、CTスキャン等）、各種キャビネット 等
不動産賃貸業	ネットフェンス、緑化施設、自転車置き場、集合郵便受け 等
娯楽業	カラオケセット、ゲームマシン、パチンコ台、島工事、両替機 スクリーン設備、ゴルフ練習場用設備、接客用家具 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、発電機 等
農 業	選果機、ビニールハウス、モノラック、スプリンクラー、タンク 等
林 業	集材機、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ、ワイヤロープ 等
漁 業	漁船、遊漁船、無線通信機、魚群探知機、ウインチ、ボイラー 等

4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区別して評価しています。

償却資産として取扱う設備等は、独立した機器としての性格が強いもの（取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの）、屋外に設置された配線や配管、特定の生産又は業務の用に供されるものなどです。

次のページには、建築設備の代表的なものを例示しています。家屋と設備の所有者が同じである場合の参考としてください。

家屋と償却資産の区分を例示しますと次のとおりです。

設備等の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの (テナント所有の設備は償却資産)
建築工事	内装・造作等	簡易な可動間仕切、造り付け以外の家具・カウンター など	床、壁、天井仕上、店舗造作工事 など
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む。）	－
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備・無停電電源設備（配線・配管を含む。）	－
	太陽光発電設備	太陽電池パネル（屋根材一体型を除く） パワコン、保護回路、配管・配線、架台	太陽電池パネル（屋根材一体型）
	中央監視制御設備	設備一式	－
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	電力引込工事	引込工事	－
	動力配線設備	特定の生産または業務用の設備 (工場等における機械の動力源等)	左記以外
	電話設備	電話機、交換機	配線、配管、ボックス類
	LAN設備	設備一式	－
	インターホン設備	－	設備一式
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管類
	監視カメラ設備	監視カメラ、受像機、録画装置等の機器	配線、配管類
	盗難非常通報設備	－	設備一式
	テレビジョン共同聴視設備	－	設備一式
	ナースコール設備	－	設備一式
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用の設備	屋内の配管等、受水槽等左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器、流し用等)	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用の設備	屋内の配管 など
	衛生器具設備	流し台(据え付けていないもの)、化粧鏡 ハンドドライヤー など	洗面器、大小便器、ユニットバス システムキッチン、洗面化粧台 など
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン(壁掛、据置式など)	家屋と一体となっている設備(天吊、天井埋込型など)
	換気設備	特定の生産または業務用の設備	換気扇・換気口など左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	－	感知器、配管・配線など設備一式
	避雷設備	－	設備一式
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器、避難器具 など	消火栓設備、スプリンクラー設備など
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア など	小荷物専用昇降機(ダムウェアー)、エレベーター、エスカレーター など
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、旅館、ホテルなど)、寮・病院等の厨房設備	左記以外の設備
	その他	ろ過装置、POSシステム、AED、駐輪設備、文字看板、メールボックス、カーテン、ブラインド、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、洗濯設備 など	
外構工事	外構工事	門、塀、看板、緑化設備、簡易物置、ゴミ置場、アスファルト舗装 など	

なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）が付加施工した内装や建築設備については、家屋評価に含める設備等であっても、償却資産として取り扱います。

家屋評価に含まれる場合（申告不要）

家屋と設備等の所有者が同じで、前ページの家屋と償却資産の区分表で、家屋評価に含めるものとしている場合。

家屋評価に含まれない場合（申告必要）

家屋と設備等の所有者が異なる場合で、賃借人（テナント）等が、ご自身の費用により取り付け又は譲渡等によって取得された事業用の内装・造作、建築設備等については、償却資産として取扱います。これらの場合は、賃借者（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

5. 車両等について

●大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により下記のとおり資産の種類が区分されます。

なお、大型特殊自動車は、陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。

分類番号	「0」、「00～09」、 「000～099」	「9」、「90～99」、 「900～999」
資産の種類	(2)機械及び装置	(5)車両及び運搬具
具体例	クレーン車、ブルドーザー、ホイール・ローダ、タイヤ・ローラ など	フォークリフト、農耕トラクター、田植え機、コンバイン など



●道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について

自動車の例示		自動車の大きさ			最高速度	種別	対象
		長さ	幅	高さ			
A	フォークリフト、タイヤローラ、ホイールクレーン、クレーン車 等	4. 70m以下	1. 70m以下	2. 80m以下	15km/h以下	小型特殊自動車	軽自動車税
		上記の条件を一つでも超えるもの				大型特殊自動車	固定資産税 (償却資産)
B	農耕トラクタ、田植え機等の農耕作業用自動車	長さ、幅、高さでの区分はありません。			35km/h未満	小型特殊自動車	軽自動車税
					35km/h以上	大型特殊自動車	固定資産税 (償却資産)

・上記の表で、種別が**大型特殊自動車**に該当する車両は、**固定資産税**の対象となりますので、償却資産として申告の必要があります。

・上記の表で、種別が**小型特殊自動車**に該当する車両は、**軽自動車税**の対象となりますので、ナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税については、税務課庶務係（0739-26-9919）へお問い合わせください。

6. 国税（法人税・所得税）との主な取扱いの違い

国税と地方税では申告の際、次のとおり取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	償却資産 (固定資産税)	法人税・所得税 (国税)
償却計算の基準日	1月1日	決算期日
減価償却の方法	定率法のみ	定率法 or 定額法
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却	月割償却
評価額の最低限度額	取得価額の5%	1円
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却・即時償却		
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例		

※増加償却、耐用年数の短縮は適用されますが、税務署・国税局への届出書の写し等が必要です。

Ⅱ 償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の評価

資産1個（または一式）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。国税の減価償却計算とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

① 前年中に取得したもの（令和2年1月2日から令和3年1月1日まで） 評価額＝取得価額×（1－r×1／2） ＝取得価額×A
② 前年前に取得したもの（令和2年1月1日以前） 評価額＝前年度の評価額×（1－r） ＝前年度の評価額×B

r：耐用年数に応ずる減価率（※P8の減価残存率表を参照）

A：半年分の減価残存率であり、減価残存率表のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率であり、減価残存率表のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月の取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%が評価額となります。

（計算例）

取得価額：1,000,000円、取得年月：前年4月、耐用年数：8年の資産の場合、各年度の評価額は次のとおりです。

- ・今年度　＝1,000,000円×（1－0.250×1／2）＝875,000円
- ・翌年度　＝875,000円×（1－0.250）＝656,250円
- ・翌々年度＝656,250円×（1－0.250）＝492,187円

※以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度50,000円（取得価額の5%）からは減価しません。

<減価残存率表>

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	41	0.055	0.972	0.945
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	42	0.053	0.973	0.947
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	43	0.052	0.974	0.948

2. 課税標準額の算出方法

市内に所在する各資産の評価額を合計した額（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、当該資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

3. 税額の算出方法

前記2により算出した各資産の課税標準額を合計した額（千円未満切捨て）を基にして、次の算式により固定資産税額（百円未満切捨て）を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率（1.4\%）}$$

なお、課税標準額が150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税が課税されません。
この場合、納税通知書は送付いたしません。

Ⅲ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和3年1月1日現在で、田辺市内に事業の用に供することができる償却資産を所有されている方です。

また、次の(1)～(5)に該当する方も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (3) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (4) 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- (5) 内装・造作、建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※申告書が送られてきた方で、償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが申告書備考欄の該当箇所を○で囲んだうえで、提出していただきますようお願いいたします。

2. 申告の対象となる資産

令和3年1月1日現在で、田辺市内に所在する事業の用に供されている資産で、次の(1)～(11)に該当する資産も申告が必要になります。

また、消費税を取得価額に含めるかについては、法人税および所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は、税抜きとなります。

- (1) 耐用年数1年以上で取得価額または製作価額が10万円以上の資産

※ただし、取得価額または製作価額が10万円未満であっても固定資産勘定に計上されている資産は申告の対象になります。

- (2) 減価償却を終えて、残存価額のみが計上されている資産（償却済み資産）
- (3) 企業の都合により減価償却を行っていない資産
- (4) 事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産（帳簿外資産）
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産
- (6) 福利厚生の用に供するもの
- (7) 他の事業所に貸し付けてある資産（リース資産）
- (8) 遊休資産（稼動を休止しているが、利用可能な資産）
- (9) 未稼働資産（既に完成または据付済であるが、未だ稼動していない資産）
- (10) 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (11) 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合（本体部と区分して取得年月の異なるごとに申告してください。）

3. 申告の対象とならない資産

次の(1)～(11)に該当する資産は、償却資産の課税対象にならないので、申告は不要です。

- (1) 現在使用されていない資産で、将来も使用できない状態にあるもの・将来において使用できないことが客観的に明確であるもの（用途廃止資産）
- (2) 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時損金または必要経費に算入されたもの（平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産）
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して損金または必要経費に算入されたもの（平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産）
- (4) 平成20年4月1日以降、ファイナンス・リース取引に係るリース資産でその所有者が取得した際の取得価額が20万円未満の資産
- (5) 棚卸資産（商品など）
- (6) 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、特許権など）
- (7) 繰延資産（創立費・開業費など）
- (8) 自動車税または軽自動車税の対象となる自動車等
- (9) 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹
- (10) 美術品等（取得価額が1点100万円未満のものを除く。）
- (11) 1月2日以降に取得し、翌年1月1日までの間に減少した資産

※(2)～(4)については、次ページの「参考：少額の減価償却資産の取扱いについて」をご参照ください。

参考

少額の減価償却資産の取扱いについて

下記①～③に記載する資産については、償却資産の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、償却資産の申告対象となります。

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法		10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入 ※1	申告対象外			
②	3 年一括償却 ※2	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例 ※3	申告対象			
⑤	個別減価償却 ※4	申告対象			

※1：法人税法施行令第 133 条または所得税法施行令第 138 条

※2：法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項または所得税法施行令第 139 条第 1 項

※3：中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

※4：個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第 138 条）。

4. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、その資産について申告書や明細書に記入して、添付書類を提出してください。申告書への記入方法については、15ページ以降をご参照ください。

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	適用期間	特例率	適用条項		添付書類		
内航船舶	期限なし	1/2	地方税法 第349条の3	第5項	・船舶原簿、船籍票および登録票の写し等		
家庭的保育事業		1/2	地方税法 第349条の3	第27項	・特定施設設置届出書の写し		
居宅訪問型保育事業		1/2		第28項	・特定施設設置届出書の写し		
事業所内保育事業		1/2		第29項	・特定施設設置届出書の写し		
汚水又は廃液の処理施設		1/3		第2項第1号	・特定施設設置届出書の写し		
再生可能エネルギー発電設備 ※1	3年度分	2/3	地方税法 附則第15条	第30項 第1号	イ 太陽光発電設備	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金決定通知書の写し	
					ロ 風力発電設備	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	
					ハ 水力発電設備		
					ニ 地熱発電設備		
					ホ バイオマス発電設備		
		3/4		第30項 第2号	イ 太陽光発電設備	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金決定通知書の写し	
					ロ 風力発電設備	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	
		1/2		第30項 第3号	イ 水力発電設備		
					ロ 地熱発電設備		
					ハ バイオマス発電設備		
中小企業等が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械および装置、工具、器具および備品並びに建物附属設備 ※2	3年度分	零(0)		第41項		・先端設備等導入計画に係る認定申請書、先端設備等導入計画の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し	

※1：平成30年4月1日以降に取得された設備については、発電設備の種類・出力規模に応じてそれぞれ課税標準の特例率が異なります。また、平成28年4月1日以降に取得された設備については、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」に係る補助事業者の交付を受けたものが課税標準の特例の対象となりますのでご注意ください。

※2：これらの資産に加えて、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得した一定の家屋および構造物についても、同様の課税標準の特例が適用されます。特例の適用にあたっては、同様に添付書類を提出ください。

(注)この表は令和2年9月末時点で規定されている法令に基づいて作成しています。

5. 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を新たに取得された方または使用用途等に異動が生じた方は、「固定資産税非課税規定適用申告書」と非課税内容に係る資料をご提出ください。

固定資産税非課税規定適用申告書は、田辺市ホームページからダウンロードできます。

田辺市 固定資産税 非課税申告書

検索 

6. 申告書等の提出先等

田辺市総務部税務課資産税係にご提出ください。

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

また、各行政局（龍神・中辺路・大塔・本宮）住民福祉課住民係へも提出することができます。
詳しくは、20 ページをご参照ください。

- ◎ 1 月 1 日までに取得された資産について、申告漏れのないように注意してください。
- ◎ 申告の義務がある方が申告をしなかったこと又は虚偽の申告をしたことにより不足額が発生した場合は、その不足額に延滞金額を加算して徴収されることがあります。また、正当な事由なく申告されない場合は、過料を科されることがあります。
- ◎ 申告を修正される場合や申告漏れが判明した場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することとなります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年が限度となります。

7. 郵送で申告書を提出される方へ

申告書等を郵送で提出される方で、**申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**同封されていない場合は、控えを返送することができませんので、ご了承ください。

8. 申告期限

令和3年2月1日（月）

※申告期限を過ぎた場合、納税通知書の送付が遅れる場合もありますので、ご留意ください。

9. 申告内容の確認調査等について

償却資産については、申告が義務付けられているものの、これまで啓発等が不十分であったこともあり、申告の必要性が十分に認知されていないことが少なくありません。

申告をお願いするため、または、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法の規定に基づき、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼をさせていただくこと、実地調査にお伺いすることがありますので、その際はご協力をよろしくお願いします。

確認調査等に伴い、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うこともありますので、ご了承ください。

また、地方税法の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について閲覧等を行うことがあります。調査結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

10. インターネット上での電子申告について

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した、固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けています。

初めて電子申告をされる場合は、諸手続き（電子証明書の取得、利用届出など）が必要となりますが、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。

エルタックス
eLTAX 地方税ポータルシステム

エルタックス

検索

利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください！

eLTAX ヘルプデスク：TEL0570-081459（つながらない場合、TEL03-5521-0019）

IV 申告書の書き方

1. 償却資産申告書の書き方

第二十六号様式										令和 3 年度										提出用									
受付印										令和 3 年 1 月 15 日										田辺市長 宛									
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)										所有者コード																			
1 住所 (ふりがな) 〒646-0033 田辺市新屋敷町〇番地 ※個人は住民登録地 法人は本店所在地										3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 番号は左詰め																			
2 氏名 (ふりがな) 株式会社 〇〇工業 代表取締役 田辺 一郎 (屋号) ※法人はその名称と代表者氏名										4 事業種目 製造業、建設業 (資本金等の額) (10 百万円)																			
5 事業開始年 月 日 昭和50 年 4 月 3 日 決算月 3										8 短縮耐用年数の承認 有 () 無 ()																			
6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理部 田辺 二郎 電話 0739 (26) 〇〇〇〇										9 増加償却の届出 有 () 無 ()																			
7 税理士等の氏名 〇〇会計事務所 田辺 三郎 電話 0739 (26) 〇〇〇〇										10 非課税該当資産 有 () 無 ()																			
15 田辺市内における事業所等資産の所在地 (17 事業所用家屋の所有区分)										11 課税標準の特例 有 () 無 ()																			
16 借用資産 貸主の名称等 〇〇リース株式会社 (有) (無) ケ										12 特別償却又は圧縮記帳 有 () 無 ()																			
18 備考(添付書類等)										13 税務会計上の償却方法 (定率法) (定額法)																			
14 青色申告 有 () 無 ()										17 事業所用家屋の所有区分																			
1 構築物 2,500,000 1,500,000 4,000,000										①田辺市 新屋敷町〇番地 (自己所有) (借家)																			
2 機械及び装置 10,500,000 500,000 1,000,000 11,000,000										②田辺市 高雄一丁目〇〇-〇 (自己所有) (借家)																			
3 船舶										③田辺市 (自己所有) (借家)																			
4 航空機																													
5 車両及び運搬具																													
6 工具、器具及び備品 500,000 500,000																													
7 合計 13,500,000 500,000 2,500,000 15,500,000																													
資産の種類 評価額 (a) 決定価格 (b) 課税標準額 (c)																													
1 構築物																													
2 機械及び装置																													
3 船舶																													
4 航空機																													
5 車両及び運搬具																													
6 工具、器具及び備品																													
7 合計																													
該当する番号に〇印をつけてください。																													
① 増減申告 (増加・減少資産あり)																													
2. 全資産申告 (新規・実算申告)																													
3. 昨年中の資産の増減なし																													
4. 該当資産なし																													
5. 廃業・解散・転出等 (年 月)																													
※記載は不要です。 ただし、電算処理をされている方は、記載してください。																													
※種類別明細書の送付 (要) (不要) サ																													

- ア 所有者の住所・氏名・電話番号を記入してください。法人の場合は、本店の所在地・名称・代表者・電話番号を記入してください。
- イ 個人番号または法人番号を記入してください。
- ウ 事業種目を「製造業」「建設業」など具体的に記入してください。
また、法人の場合、資本金または出資金の金額も記入してください。
- エ 事業開始年月を、個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は法人の設立年月を記入してください。
- オ 申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当者等の部署・氏名・電話番号を記入してください。
- カ 担当の税理士等が居られる場合は、所属組織・氏名・電話番号を記入してください。
- キ それぞれ該当する方を○で囲んでください。
- ク 田辺市内における事業所・資産の所在地を記入してください。
また、資産が所在する家屋が、自己所有か借家か、該当する方を○で囲んでください。

- ケ 借用資産（リース・レンタル資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主（リース会社など）の名称等を記入してください。
- コ 申告の区分について、資産の有無・前年中の資産の増減など、該当するものを○で囲んでください。
特例・非課税が適用される資産がある場合は、適用条項などを記入してください。
住所・氏名などに異動があった場合は、事由（商号変更など）・異動年月日・旧住所・旧氏名など参考になる事項を記入してください。
添付書類がある場合は、名称やその旨を記入してください。
- サ 毎年１２月ごろの申告をお願いする文書に、種類別明細書（前年までに申告している資産の一覧表）を同封して送付しています。
種類別明細書の送付についてご要望がある場合は、該当する方を○で囲んでください。
- シ 資産の取得価額を、資産の種類ごとに集計し、記入してください。
前年前に取得したもの（イ）は、前年までに取得した額を記入してください。
前年中に減少したもの（ロ）は、（イ）のうち前年中に減少した額を記入してください。
前年中に増加したもの（ハ）は、前年中に新たに取得した資産の額を記入してください。
計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）は、資産ごとに合計した額を記入してください。

＜田辺市税務課ホームページのご案内＞

○固定資産税（償却資産）のページの検索方法

田辺市 償却資産

検索



トピックス

申告について

…償却資産申告書等の各様式のダウンロードができます。

※受付印を押印した控えが必要な場合は、コピーをしてご持参ください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

令和 3 年度													
所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名	
												株式会社〇〇工業	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 (和暦) 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例 率	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
1	1		駐車場アスファルト舗装	1	5 02 02	1,000,000	10					○	
2	1		カーポート	1	5 01 12	250,000	15					○	申告漏れ
3	1		事務所内装工事	1	5 02 06	250,000	10					○	
4	2		ベルトコンベアー	1	5 02 10	700,000	8					○	
5	2		発電機 中古	1	5 02 12	300,000	7					○	
6	ア		イ		ウ	エ	オ					カ	キ
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
小計				5		2,500,000							

注意:「年号」の欄は、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。
「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他 いずれかに○印をつけてください。

ア 資産の種類について、各資産に対応する数字を記入してください。

1＝構築物（建物附属設備含む） 2＝機械及び装置 3＝船舶
4＝航空機 5＝車両及び運搬具 6＝工具、器具及び備品

イ 資産の名称を記入してください。

ウ 取得年月を記入してください。

年号欄は、3＝昭和 4＝平成 5＝令和を記入してください。

年月欄は、資産を取得した年月を記入してください。

ただし、1月1日取得の場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

原則として所有権を取得した年月を記入してください。

エ 資産を取得するために支出した金額または支出すべき金額（付帯費用を含む。）を記入してください。

圧縮記帳は固定資産税上認められていませんので、圧縮額を含めてください。

また、事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記入してください（事業専有割合による取得価額の按分は固定資産税上認められていません。）。

なお、消費税については、法人税及び所得税において税込経理方式を採用していれば税込みとなり、税抜経理方式を採用していれば税抜きとなります。

オ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた耐用年数を記入してください。

なお、承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その年数を記入してください。

カ 資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

1＝新品取得 2＝中古品取得 3＝移動による受入れ 4＝その他

3の場合は、摘要欄へ移動前の名称や所在地を記入してください。

4の場合は、摘要欄へ理由を記入してください。

キ 摘要欄について、特例適用資産、短縮耐用年数適用資産、申告漏れ資産、

1月1日取得資産は、その旨を記入してください。

3. 種類別明細書（減少資産用）の書き方

令和 3 年度										所有者名		第二十六号様式別表二（提出用）			
種類別明細書（減少資産用）										株式会社〇〇工業		1 枚目			
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月 (和暦)			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部		
1	2	36200120	受変電設備	1	3	6	10	2	300,000	15		1・2・3・4	1・2		
2	2	42400110	高圧洗浄機	1	4	23	12		200,000	8		1・2・3・4	1・2	数量3のうち、1を売却	
3												1・2・3・4	1・2		
4	ア		ア	イ	ア			ウ	ア		エ	オ	カ		
5											1・2・3・4	1・2			
6											1・2・3・4	1・2			
7											1・2・3・4	1・2			
19											1・2・3・4	1・2			
20											1・2・3・4	1・2			
小 計				2				500,000							

ア 資産の種類・抹消コード（資産コード）・資産の名称等・取得年月・耐用年数は、申告していた数値等（本市から送付している種類別明細書の内容）を記入してください。

イ 減少した数量を記入してください（一部減少の場合は必須）。

ウ 減少した分の取得価額を記入してください（一部減少の場合は必須）。

エ 減少の事由について、該当する番号を○で囲んでください。

減少事由 1＝売却 2＝減失 3＝移動 4＝その他

3の場合は、摘要欄へ移動先の名称や所在地を記入してください。

4の場合は、摘要欄へ理由を記入してください。

オ 減少の区分について、該当する番号を○で囲んでください。区分 1＝全部 2＝一部

2の場合は、減少部分が分かるように、摘要欄へ記載例のように記入してください。

カ 減少の申告が漏れていた場合は、減少した年度とその旨を記入してください。

資産の一部が減少した場合は、記入例のように記入してください。

その他必要事項がある場合は、その旨を記入してください。

4. 申告書提出時の本人確認について

個人番号を記載した申告書の提出時には、本人確認（番号確認、本人確認及び代理権確認）を実施させていただきます。また、郵送で提出する場合には、確認書類の写しを添付してください。なお、法人番号確認には本人確認の手続き等はありません。

1. 本人が申告書を提出する場合（（１）及び（２）がそれぞれ必要）

（１）番号確認書類	次のうち、いずれか１点 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載されている住民票 等
（２）本人確認書類	次のうち、いずれか１点 ・個人番号カード ・運転免許証 等

2. 代理人が申告書を提出する場合（（１）から（３）がそれぞれ必要）

（１）番号確認書類	次のうち、いずれか１点 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載されている住民票 等
（２）代理人の本人確認書類	次のうち、いずれか１点 ・代理人の個人番号カード ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等
（３）代理権確認書類	次のうち、いずれか１点 ・委任状 ・税務代理権限証書 等

5. 個人番号・法人番号の記載について

平成２８年度の償却資産の申告より、『償却資産申告書』に個人番号又は法人番号（マイナンバー）の記載が必須となりました。個人番号カード等で番号を確認していただき、１５ページを参照の上、ご記入ください。

なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

6. 提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加事由の欄（１～４）の記入はありますか？
- ☐ マイナンバー（個人番号）または法人番号の記入はありますか？
- ☐ 備考欄の該当する項目を○で囲んでいますか？

【償却資産に関する問い合わせ先および償却資産申告書等提出先】

○田辺市役所 【税務課資産税係 償却資産担当】

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

電話（0739）26-9921（直通） FAX（0739）23-1941

○龍神行政局 【住民福祉課住民係 固定資産税担当】

〒645-0415 和歌山県田辺市龍神村西376番地

電話（0739）78-0810（直通） FAX（0739）78-0116

○中辺路行政局 【住民福祉課住民係 固定資産税担当】

〒646-1492 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川396番地1

電話（0739）64-0502（直通） FAX（0739）64-0520

○大塔行政局 【住民福祉課住民係 固定資産税担当】

〒646-1192 和歌山県田辺市鮎川2567番地1

電話（0739）48-0301（代表） FAX（0739）49-0359

○本宮行政局 【住民福祉課住民係 固定資産税担当】

〒647-1792 和歌山県田辺市本宮町本宮219番地

電話（0735）42-0004（直通） FAX（0735）42-0087